

汚染水対策

汚染水対策 3つの基本方針

燃料デブリを冷やすために注水した水と原子炉建屋に流入する地下水が混じりあうことで、汚染水が発生しています。

このため、「汚染源に水を近づけない」、「汚染水を漏らさない」、「汚染源を取り除く」の3つを基本方針として、様々な汚染水対策が実施されています。

1 汚染源に水を近づけない 汚染水が増えないように、建屋に流れ込む地下水を減らします。

- 地下水バイパスによる地下水のくみ上げ
- サブドレンによる地下水のくみ上げ
- 凍土方式による陸側遮水壁

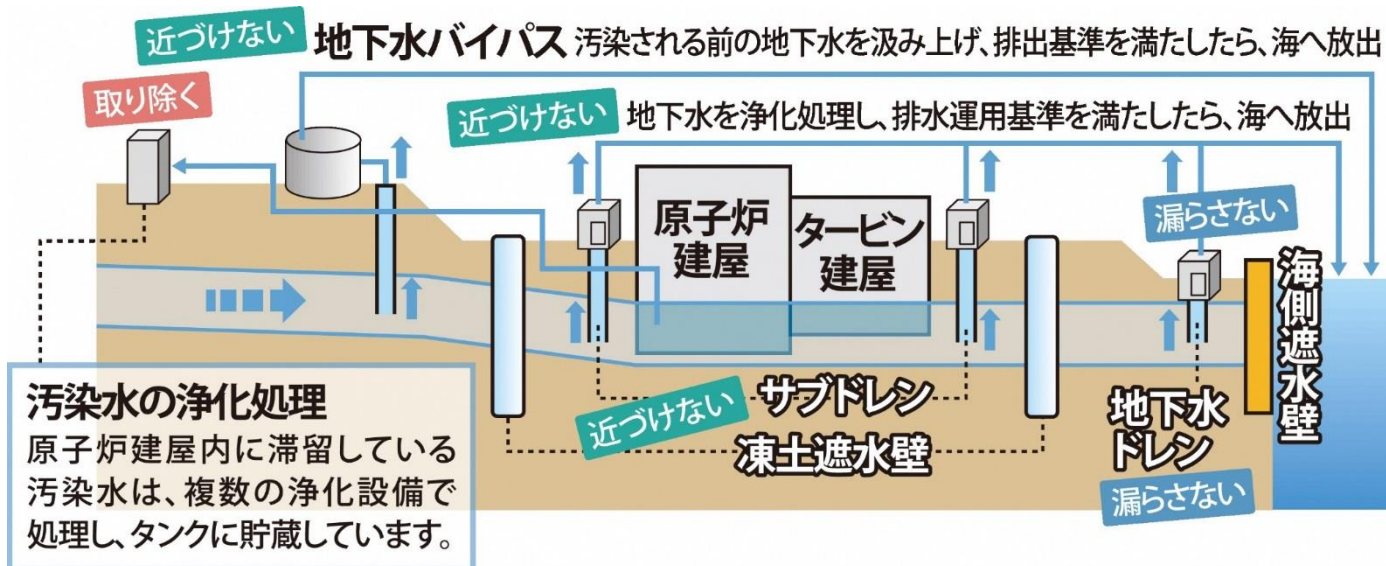
2 汚染水を漏らさない 汚染水を外に漏らさないよう、重層的な対策を講じます。

- 海側遮水壁
- 地下水ドレンによる地下水くみ上げ
- 溶接型タンクの増設

3 汚染源を取り除く 汚染水を浄化して放射性物質を取り除きます。

- 多核種除去設備による汚染水の浄化
- トレンチ（配管やケーブルを収納している地下トンネル）内の高濃度汚染水の除去

汚染水対策



汚染水の浄化

建屋内に滞留している汚染水は、多核種除去設備（ALPS）などを含む複数の浄化設備で処理をしています。

サブドレン

建屋周辺の地下水位を下げるために設置された井戸でくみ上げた水を浄化して海に排水しています。

地下水バイパス

汚染する前に地下水をくみ上げ、排出基準を満たしたら、海へ排出。

陸側遮水壁（凍土遮水壁）

地中の土を凍らせて壁を作り、地下水の流れを遮断し、地下水を建屋に近づけません。

海側遮水壁

放射性物質の海洋流出を防ぐために、敷地から港湾内に流れている地下水をせき止めます。

地下水ドレン

海に地下水が流出しないように、海側遮水壁内で地下水をくみ上げ、排出基準を満たしたら、海へ排出。